

# ポケットFP 操作説明書 改訂箇所のご案内

(平成 24 年 6 月 1 日現在)

※下記項目について改訂しております。ご参照ください。

- 減価償却費計算 (平成 23 年度更新)
- ワンルームマンション投資シミュレーション (修正)
- 贈与税計算 (平成 23 年度更新)
- 退職所得税計算 (注追加)
- 登録免許税計算 (平成 23 年度更新)
- 国民年金計算 (平成 24 年度更新)
- 部分年金・老齢厚生年金計算 (平成 24 年度更新)
- 在職老齢厚生年金計算 (平成 24 年度更新)
- 高年齢雇用継続給付金計算 (平成 24 年度更新)
- 支給限度額 (平成 24 年度更新)

## ※ポケットFPをお持ちのお客さまへ ※

ポケットFP PC-V930 につきまして、平成 24 年 5 月初旬をもちまして、弊社におきます新規販売を終了いたしました。それに伴い、平成 25 年度以降の組込ソフトのバージョンアップの有料サービスは、平成 24 年 6 月 1 日現在、未定となっております (PC-V930 の本体修理等につきましては、新規販売終了後も対応しております)。

なお、平成 25 年度以降の更新等につきましては、弊社ホームページ (<http://www.kindai-sales.co.jp/>) の「デジタル教材『ポケットFP』」にてお知らせいたします。

まことにおそれいたしますが、ご了承くださいませよう、何とぞお願い申し上げます。

# 減価償却費計算

■例■ 5,000万円のアパートを新築した場合の定額法での減価償却費を計算します。耐用年数は24年、1年目の償却月数は5ヶ月です。

## ①【入力処理】

画面表示	キー操作	備考
	<b>F 3</b>	メニュー呼出
Menu No. (15~20) ?	<b>18</b> <b>ENTER</b>	メニュー選択
[取得時期] 平成19年3月以前=1 平成19年4月以降=2 ? 平成24年4月以降=3	<b>3</b> <b>ENTER</b>	
取得価額 ? 0万円	<b>5000</b> <b>ENTER</b>	注 1
法定耐用年数 ? 0年	<b>24</b> <b>ENTER</b>	
経過年数 ?年 0ヶ月	<b>0</b> <b>ENTER</b>	
経過年数 0年 ?ヶ月	<b>0</b> <b>ENTER</b>	
定額=1 定率=2 ? 0	<b>2</b> <b>ENTER</b>	
1年目償却月数 ? 0ヶ月	<b>5</b> <b>ENTER</b>	

## ②【計算結果】

定率償却率 0.083 耐用年数 24年	<b>ENTER</b>	
1年目償却額 1,729,166円 年度末残高 48,270,834円 2年目償却額 4,006,479円 年度末残高 44,264,355円	<b>ENTER</b>	
3年目償却額 3,673,941円 年度末残高 40,590,414円 4年目償却額 3,369,004円 年度末残高 37,221,410円	<b>ENTER</b>	以下省略

平成19年4月以降取得の場合

1年目償却額 2,166,666円 年度末残高 47,833,334円 2年目償却額 4,974,666円 年度末残高 42,858,668円	<b>ENTER</b>	
3年目償却額 4,457,301円 年度末残高 38,401,367円 4年目償却額 3,993,742円 年度末残高 34,407,625円	<b>ENTER</b>	注 2 5年以降は省略

注 1. 一括償却資産については対応しておりません。

注 2. 平成19年4月以前に未償却残高が5%に達している場合は、計算結果が異なる場合があります。実際の運用は法令に基づき対応してください。

# ワンルームマンション投資シミュレーション

■例■ 本プログラムは、給与所得者がワンルームマンションを初めて購入し賃貸した場合、所得税や住民税が概ねどのように変わり、その結果としてのローン実質負担額概算を計算するものです。

## ①【入力処理】

画面表示	キー操作	備考
	<b>F 3</b>	メニュー呼出
Menu No. (15~20) ?	<b>20</b> <b>ENTER</b>	メニュー選択
給与年収 ? 0万円	<b>2200</b> <b>ENTER</b>	注 1
その他収入 ? 0万円	<b>ENTER</b>	
配偶者控除 ? 0 (有=1 無=0)	<b>1</b> <b>ENTER</b>	
扶養家族数 ? 0人	<b>3</b> <b>ENTER</b>	注 2
耐用年数 ? 0年	<b>47</b> <b>ENTER</b>	注 3
築年数 ? 0年	<b>ENTER</b>	
物件価格 ? 0万円	<b>5000</b> <b>ENTER</b>	
建物価格 ? 0万円	<b>3500</b> <b>ENTER</b>	注 4
設備償却方法 ? 2 (定率=1 定額=2)	<b>1</b> <b>ENTER</b>	注 5
設備割合 ? 0%	<b>30</b> <b>ENTER</b>	注 6
借入 ? 5000万円	<b>ENTER</b>	
期間 ? 0年	<b>25</b> <b>ENTER</b>	
年利率 ? 0%	<b>7.9</b> <b>ENTER</b>	
初年計上月数 ? 0ヶ月	<b>4</b> <b>ENTER</b>	注 7
賃料(月) ? 0万円	<b>10</b> <b>ENTER</b>	
管理費(月) ? 0万円	<b>1.5</b> <b>ENTER</b>	
諸経費(初年度) ? 175万円	<b>ENTER</b>	注 8
(次年度以降) ? 52万円	<b>ENTER</b>	
入室率(初年度) ? 100%	<b>ENTER</b>	注 9
入室率(次年度以降) ? 100%	<b>ENTER</b>	
[上昇率] 給与等 (毎年) ? 0%	<b>1</b> <b>ENTER</b>	注 10
家賃 (隔年) ? 0%	<b>1</b> <b>ENTER</b>	
管理費 (毎年) ? 0%	<b>0</b> <b>ENTER</b>	
諸経費 (毎年) ? 0%	<b>1</b> <b>ENTER</b>	

②【計算結果】

1年目計算中			
1年目減税効果	127.8万円		
所得税 (前)	358.3		所得税節税額 注11
(後)	-260.2 = 98.1万円	ENTER	投資前税額-投資後税額
住民税 (前)	157.8		住民税節税額
(後)	-128.1 = 29.7万円		投資前税額-投資後税額
不動産所得	-297.3円		償却費は本物件を平成19年4月以降に取得した前提で計算しています
家賃 (+)	40.0万円		
管理費 (-)	6.0万円	ENTER	
償却費 (-)	64.4万円		
諸経費 (-)	175.0万円		
ローン利息 (-)	91.9万円		注12
ローン実質負担額	-8.8万円		
ローン返済額 (+)	153.0万円		注13
家賃 (-)	40.0万円		
管理費 (+)	6.0万円	ENTER	
減税効果 (-)	127.8万円		
---<諸経費込みの負担額>---	166.2万円		
借入金残高	4,978.4万円		
給与等収入	2,200.0万円		注14
給与所得	1,920.0万円		
控除額	368.6万円		
課税所得	1,551.4万円		
通算所得	1,254.1万円		
2年目計算中			

以下省略

- 注1. 給与年収400万円以上が計算対象です。給与年収400万円未満の場合、税額が正しく計算されず実態にそぐわないケースがあります。
- 注2. 配偶者以外の扶養家族の人数です。
- 注3. 新築での法定耐用年数です。
- 注4. 消費税額から逆算して算出することもできます。
- 注5. 設備の減価償却方法を入力してください。(建物は定額法です)
- 注6. 建物全体(3,500万円)に対する設備の割合です。
- 注7. 1年目のローン返済回数, 減価償却の月数, 家賃等の月数です。  
必ずしもこの3項目が同じ月数になるとは限りませんが、ここではすべて同じ計上月数で計算します。
- 注8. 1年目の経費は、事務手数料, 印紙代, 火災保険料, 司法書士報酬, 公正証書代, 各種登記料, 抵当権設定料, 不動産取得税等が考えられますが、ローン融資先や地域によって変わってきます。経験的には物件価格の3%~3.5%程度が1年目の諸経費額の近似値になると言われています。又、仲介手数料が必要な場合は更に約3%が必要になります。本機では仲介手数料無しとみなして物件価格の3.5%での金額が参考表示されます。ENTERのみ押すと表示の金額が入力されますが、

できるだけ実額を入力し、実態に沿うようにしてください。

2年目の経費は、建物価格に対して火災保険料が0.1%、固定資産税・都市計画税が0.9%の合計1.0%程度が2年目の諸経費額の近似値になると言われています。本機では建物価格の1.5%での金額が参考表示されます。

注9. 家賃保証がないなど、100%でない場合推定値を入力してください。

注10. 家賃は隔年、管理費は毎年になっているのに注意してください。家賃も管理費も隔年の場合は、月間管理費を控除した月間賃料を入力し、月間管理費は0を入力してください。

上昇率は複利で計算されます。数値入力にあたっては十分注意が必要です。

注11. 節税額＝投資前税額－投資後税額

投資前税額とは、ワンルームマンションを購入しないときの税額です。

投資後税額とは、ワンルームマンションを購入し確定申告したときの税額です。

注12. 不動産所得＝受取家賃－管理費－減価償却費－諸経費－ローン利息

この算式で不動産所得が赤字の場合に損益通算ができます。

損益通算するときは、土地部分に対する利息は算入しません。注13参照

(本機では不動産所得が黒字の場合も合算し税額等を参考表示しますが、不動産所得が黒字の場合は総合課税になりますので注意してください。)

ローン実質負担額＝ローン返済額－家賃収入－減税額（＋諸経費）

ローン実質負担額は、減税額のうち所得税分は確定申告により翌年に還付されるものであり、住民税は翌年度に確定申告結果に基づき計算され徴収されます。即ちローン実質負担額はタイム・ラグを無視して算出しており、誤解を生じる項目ですからご注意ください。

注13. ローン利息は不動産所得が黒字の場合全額、赤字の場合は建物部分の利息になります。残債は当該年度末での借入金の残高です。

注14. 給与等収入は給与収入とその他収入の金額です。

給与所得は給与等から給与所得控除後の金額です。

控除額は下記要領で計算するため概算になりますが、投資前税額・投資後税額ともに同条件で計算しますので減税額への影響は僅少となります。

社会保険料控除額（ボーナス額を考慮した限度額を設定）

健康保険料：給与年収×一般及び介護保険料率

厚生年金保険料：給与年収×保険料率

生命保険控除額：最高額を控除します。

基礎控除・配偶者控除・一人当たりの扶養家族控除は同額とし、教育控除、医療費控除、勤労学生控除、老人加算等の特殊な控除項目は無視します。

又、地震保険料は普及率の問題で、旧長期損害保険料は条件付のため無視します。

課税所得は、給与所得控除後の金額と事業収入の合計額から各種控除額を差し引いた金額です。

通算所得は課税所得と不動産所得の合計金額です。

注1. 土地、家屋、ゴルフ会員権等、有価証券等評価財産の合計額を入力。

注2. 本プログラムで対応している相続パターンは下記のとおりです。

	配偶者	子供	親	兄弟
1	◆	全額	×	×
2	2分の1	2分の1	×	×
3	全額	◆	◆	◆
4	3分の2	◆	3分の1	×
5	◆	◆	全額	×
6	4分の3	◆	◆	4分の1
7	◆	◆	◆	全額

・◆は死亡  
 ・×は相続対象外  
 代襲相続は考慮していません。

注3. 正味遺産総額……………基礎控除前の課税価格です。

注4. 配偶者の税額軽減適用前の相続税総額

注5. 配偶者が上記注2の法定相続パターンで相続した場合は、配偶者は無税になります。この場合の配偶者税額軽減適用後の相続税合計額。(なお、ここでは配偶者の相続財産が1億6千万円までは無税の配偶者控除は考慮されておりません。)

注6. 正味遺産総額4億9,500万円中、配偶者が3億円、長男が1億円、次男が9,500万円相続する場合の相続税を計算します。

注7. 未成年者控除や障害者控除は考慮していません。

## 贈与税計算

■例■ 親から20歳以上の子が1700万円の住宅取得資金の贈与を受けた場合の計算。

### ①【入力処理】

画面表示	キー操作	備考
	<b>F4</b>	メニュー呼出
Menu No. (21~29) ?	<b>22</b> <b>ENTER</b>	メニュー選択
一般贈与 =1 一般住宅資金 =2 相続時精算課税 ? 一般 =3 住宅資金 =4	<b>2</b> <b>ENTER</b>	注
一般住宅資金 ? 0万円	<b>1700</b> <b>ENTER</b>	

### ②【計算結果】

一般住宅資金 贈与税	112.0万円	
------------	---------	--

注1. 本計算は一般住宅の場合であり、省エネルギー性・耐震性を備えた住宅、東日本大震災の被災者の場合は考慮していません。

注2. 一般贈与：基礎控除額110万円までは非課税。

一般住宅資金：基礎控除額110万円+住宅資金贈与非課税枠（平成24年は1000万円、平成25年は700万円）まで非課税。ただし、贈与を受ける人の合計所得金額が2000万円以下であることが要件。

相続時精算課税

一般：適用対象者：贈与者は65歳以上の親、受贈者は20歳以上の子。

贈与税の計算：累計額2500万円までは非課税。

相続税の計算：贈与財産と相続財産を合算して相続税を計算。

住宅資金：適用対象者：贈与者は親(年齢制限無し)、受贈者は20歳以上の子。

贈与税の計算：累計額3500万円（平成25年は3200万円）までは注2の通り非課税。

相続税の計算：贈与財産と相続財産を合算して相続税を計算。

# 退職所得税計算

■例■ 勤続年数38年で退職金3,000万円の場合の税額を計算します。

## ①【入力処理】

画面表示	キー操作	備考
	<b>F4</b>	メニュー呼出
Menu No. (21~29) ?	<b>24</b> <b>ENTER</b>	メニュー選択
退職金           ?                   0万円	<b>3000</b> <b>ENTER</b>	
勤続年数       ?                   0年	<b>38</b> <b>ENTER</b>	注1

## ②【計算結果】

退職所得税	93.55万円	
（所得税）	51.25万円	注2
（住民税）	42.30万円	

注1. 勤続年数に1年未満の端数があるときは、その端数を切り上げて1年とします。

注2. 退職金にかかる住民税については、通常の計算で算出された税額から更にその10%相当額が控除されることになっているため、ここではそれを含めた計算を行っています（平成24年12月31日まで。平成25年1月1日以後は10%税額控除が廃止されます）。

注3. 本計算方法は勤続年数と役職等にかかわらず、  
 $(\text{退職手当等} - \text{退職所得控除}) \times 1 / 2$   
 で計算しています。

# 登録免許税計算

■例■ 固定資産税評価額3,000万円の土地と、2,400万円の建物の所有権の保存登記と移転登記の登録免許税を計算します。

## ①【入力処理】

画面表示	キー操作	備考
	<b>F4</b>	メニュー呼出
Menu No. (21~29) ?	<b>26</b> <b>ENTER</b>	メニュー選択
土地評価額? 0万円	<b>3000</b> <b>ENTER</b>	
建物評価額 ? 0万円	<b>2400</b> <b>ENTER</b>	
区分 ? 0 特例住宅用=1 上記以外 =0	<b>1</b> <b>ENTER</b>	注1

## ②【計算結果】

[保存登記]		
建物	3.6万円	注2
[移転登記]		注3
土地	39.0万円	
建物	7.2万円	
*合計*	46.2万円	

注1. 特例住宅用適用物件は1を非適用物件は0を打ち込んでください。

[特例住宅用適用要件]

- ① 家屋の床面積は50㎡以上
- ② 新築住宅、中古住宅どちらでもよいが中古住宅の場合は  
鉄骨、鉄筋コンクリート造り……建築後25年以内  
木造、その他 ……建築後20年以内 } のもの
- ③ 新築又は取得後1年以内に登記すること
- ④ 登記の申請書にその家屋所在の市町村長等がこれらの家屋に該当する旨の証明をした書類を添付すること

注2. 国内での土地はおおかた登記済みで、民間での保存登記は実務上ほとんどありません。

注3. 所有権の移転登記の登録免許税は売買等(相続・法人の合併・共有物の分割・遺贈・贈与等を除く)のみ計算します。



# 国民年金計算

- 例■ 昭和21年10月2日生まれの自営業者です。国民年金には昭和38年4月から60歳になるまで(38年6ヶ月)加入しました。  
保険料を免除された月はありません。

## ①【入力処理】

画面表示	キー操作	備考
	<b>F 5</b>	
Menu No. (30~36) ?	<b>30</b> <b>ENTER</b>	
誕生日 ? 000000	<b>211002</b> <b>ENTER</b>	注
保険料納付期間 ? 0年 0ヶ月	<b>38</b> <b>ENTER</b> <b>6</b> <b>ENTER</b>	
保険料全額免除期間?	<b>ENTER</b> <b>ENTER</b>	
保険料半額免除期間?	<b>ENTER</b> <b>ENTER</b>	
保険料3/4免除期間 ?	<b>ENTER</b> <b>ENTER</b>	
保険料1/4免除期間 ?	<b>ENTER</b> <b>ENTER</b>	
付加保険料納付期間?	<b>ENTER</b> <b>ENTER</b>	

## ②【計算結果】

65歳からの年金	757,000円		
繰上	60歳	529,900円	
上げ	61歳	575,300円	
支	62歳	620,700円	<b>ENTER</b>
給	63歳	666,200円	
	64歳	711,600円	
繰下	66歳	820,600円	
上げ	67歳	884,200円	
支	68歳	947,800円	<b>ENTER</b>
給	69歳	1,011,400円	
	70歳	1,074,900円	

注. 計算対象は、誕生日が昭和元年4月2日以降の人です。(厚生年金も同様)

## 部分年金・老齢厚生年金計算

■例■ 昭和26年4月2日生まれのAさんの平成15年3月までの被保険者期間は28年6ヶ月で平均報酬月額が37万円、平成15年4月以降の被保険者期間は1年6ヶ月で平均報酬額は50万円です。奥さんは28年4月2日生まれで平成15年3月までの被保険者期間は3年、平均報酬月額は36万円でした。

### ①【入力処理】

画面表示	キー操作	備考
	<b>F 5</b>	
Menu No. (30~36) ?	<b>31</b> <b>ENTER</b>	
夫の誕生日 ? 000000	<b>260402</b> <b>ENTER</b>	
妻の誕生日 ? 000000	<b>280402</b> <b>ENTER</b>	注 1
夫:平成15年3月までの被保険者期間 ? 0年 0ヶ月	<b>28</b> <b>ENTER</b> <b>6</b> <b>ENTER</b>	
平均報酬月額 ? 370,000円	<b>ENTER</b>	
夫:平成15年4月以後の被保険者期間 ? 0年 0ヶ月	<b>6</b> <b>ENTER</b> <b>6</b> <b>ENTER</b>	
平均報酬額 ? 370,000円	<b>500000</b> <b>ENTER</b>	
◆◆国民年金◆◆ 保険料納付期間 ? 0年 0ヶ月	<b>ENTER</b> <b>ENTER</b>	
妻:平成15年3月までの被保険者期間 ? 0年 0ヶ月	<b>3</b> <b>ENTER</b> <b>0</b> <b>ENTER</b>	注 2
平均報酬月額 ? 370,000円	<b>360000</b> <b>ENTER</b>	
妻:平成15年4月以後の被保険者期間 ? 0年 0ヶ月	<b>ENTER</b> <b>ENTER</b>	

### ②【計算結果】

夫が60歳からの 部分年金 1,183,800円	<b>ENTER</b>	
夫が65歳からの <夫の年金> 1,872,000円 (内 基礎年金) 688,200円 <妻の年金> 157,000円	<b>ENTER</b>	( )内は内訳 注 3

妻が65歳からの〈妻の年金〉 692,300円 (内 厚生年金) 98,000円 (内 基礎年金) 530,900円 (内 振替加算) 63,400円	ENTER	
妻が65歳からの 〈夫の年金〉 1,872,000円 〈妻の年金〉 692,300円 ※合計※ 2,564,300円	ENTER	
夫死亡後の〈妻の年金〉 1,541,100円 (内 基礎年金) 594,300円 (内 遺族厚生年金) 887,900円 (内 経過的寡婦加算額) 59,000円	ENTER	

注1. 妻がいないときは 0 ENTER

注2. 妻の加入期間が不明の場合は 0 ENTER 0 ENTER この場合妻の国民年金加入期間を昭和61年4月以後60歳になるまでとして計算します。

注3. 年金額の計算については、「従前額保障」の計算式で計算しています。

## 在職老齢年金計算

■例■ Aさんは、60歳で定年退職後再雇用されました。退職していればもらえる本来の年金月額が10万円ですが、60歳以後の賃金（総報酬月額）は20万円となります。

### ①【入力処理】

画面表示	キー操作	備考
	<b>F 5</b>	メニュー呼出
Menu No. (30~36) ?	<b>32</b> <b>ENTER</b>	メニュー選択
年金月額           ?           0.0万円	<b>10</b> <b>ENTER</b>	注1
総報酬月額       ?           0万円	<b>20</b> <b>ENTER</b>	注2

### ②【計算結果】 ③【入力処理】

在職年金額                   90,000円 調整計算 YES or NO ?	<b>YES</b>	注3
60歳時の賃金月額（万円） ?	<b>40</b> <b>ENTER</b>	注4

### ④【計算結果】

調整後在職年金                   78,000円 60歳再雇用後の受取額       308,000円 調整計算 YES or NO ?		注5
---	--	----

注1. ここでいう年金月額とは、基本年金額（定額部分＋報酬比例部分）のことです。基本年金額には加給年金は含まれませんので注意してください。

なお、計算の結果、在職老齢年金額が求められれば加給年金は減額されずに支給されます。

注2. 60～64歳の人で在職している場合、本来もらえる特別支給の老齢厚生年金が給与（総報酬月額）の額によって一定の計算方法により減額（又は全額支給停止）されます。

注3. 雇用保険の高年齢雇用継続給付を受給している間は、在職老齢年金の一部がカットされます。（平成15年5月1日以降年金の受給権が生じた人に対応しています）

注4. ボーナスを除いた賃金月額です。

## 高年齢雇用継続給付計算

■例■ Aさんは、60歳で定年退職後再雇用されました。60歳到達時の賃金月額は43万円でしたが、60歳以後の賃金月額は30万円となります。

### ①【入力処理】

画面表示	キー操作	備考
	<b>F 5</b>	メニュー呼出
Menu No. (30~36) ?	<b>33</b> <b>ENTER</b>	メニュー選択
60歳時の賃金月額 ?      0万円	<b>43</b> <b>ENTER</b>	注 2, 3
支給対象月の賃金 ?      0万円	<b>30</b> <b>ENTER</b>	

### ②【計算結果】

給付金（月額）	14,705円	注 4
---------	---------	-----

注 1. 60歳以上65歳未満の雇用保険の被保険者であって、被保険者期間が5年以上ある方が、60歳時点より賃金が75%未満に低下した場合「高年齢雇用継続給付」が支給されます。

注 2. ボーナスを除いた賃金月額。  
平成23年8月以降の限度額は451,800円となります。

注 3. 支給限度額は毎年8月に改定になります。変更処理は54頁参照。

注 4. 給付額として算定された額が1,600円以下の場合、給付金は支給されません。

## 支給限度額

■例■ 高年齢雇用継続給付支給限度額を357,000円から344,209円に変更します。

【入力処理】

画面表示	キー操作	備考
	<b>F5</b>	
Menu No. (30~36) ?	<b>36</b> <b>ENTER</b>	
定数処理=1 公庫併貸年金=5 協会転貸年金=6 ?	<b>1</b> <b>ENTER</b>	
年間元利返済割合=1 保証料変更, 確認=2, 3 ローン手数料 =4 支給限度額 =5 ? 誕生日:バイオリズム =6 答表示時ビープ音 =7	<b>5</b> <b>ENTER</b>	
支給限度額 ? 357,000円	<b>344209</b> <b>ENTER</b>	

## バイオリズム用誕生日

■例■ 本機所有者Aさんの誕生日昭和28年7月19日を登録します。

【入力処理】

画面表示	キー操作	備考
	<b>F5</b>	
Menu No. (30~36) ?	<b>36</b> <b>ENTER</b>	
定数処理=1 公庫併貸年金=5 協会転貸年金=6 ?	<b>1</b> <b>ENTER</b>	
年間元利返済割合=1 保証料変更, 確認=2, 3 ローン手数料 =4 支給限度額 =5 ? 誕生日:バイオリズム =6 答表示時ビープ音 =7	<b>6</b> <b>ENTER</b>	
バイオリズム用誕生日 ? 0	<b>280719</b> <b>ENTER</b>	

## 答表示時ビープ音

■例■ 計算結果表示時に発生するビープ音を中止します。

【入力処理】

画面表示	キー操作	備考
	<b>F5</b>	
Menu No. (30~36) ?	<b>36</b> <b>ENTER</b>	
定数処理=1 公庫併貸年金=5 協会転貸年金=6 ?	<b>1</b> <b>ENTER</b>	
年間元利返済割合=1 保証料変更, 確認=2, 3 ローン手数料 =4 支給限度額 =5 ? 誕生日:バイオリズム =6 答表示時ビープ音 =7	<b>7</b> <b>ENTER</b>	
ビープ音回数 (0~2) ? 2回	<b>0</b> <b>ENTER</b>	